

平成22年3月31日 ペット&ファミリー少額短期保険株式会社 代表取締役社長 日下部 明

保険法の施行と補償範囲の一部拡大に伴う約款改定のお知らせ

保険契約に関する基本的なルールを定めた「保険法」が、平成22年4月1日から施行されます。 弊社ではこれに対応するための約款改定と補償範囲の一部拡大を行い、平成22年4月1日以降に 保険期間を開始する保険契約から適用いたします。

また既に平成22年3月31日以前に保険期間を開始した契約にも適用される規定がありますので、 ご案内いたします。

改定の概要につきましては、下記の通りです。

記

■保険法について

別紙をご参照ください。

■改定実施日

平成22年4月1日

■既契約者様の契約について

平成22年4月1日以降に満期を迎えられ、継続いただいた契約について、順次改定後のペット医療費用保険普通保険約款を適用させていただきますが、保険法の一部の規定は既にご契約いただいている保険契約にも適用されますので、特にご承知いただきたい点についてご案内いたします。

■主な改定概要

別紙をご参照ください。

※改定内容の詳細については、普通保険約款・特約などをご覧ください。

改定後の普通保険約款・特約は以下のリンクからご覧いただけます。

(正常にリンクされない場合はブラウザから下記URLをご覧ください。)

げんきナンバーわんはこちら → http://www.petfamilyins.co.jp/documents/yakkan1.pdf げんきナンバーわん「エル」はこちら → http://www.petfamilyins.co.jp/documents/yakkan2.pdf

以上

ペット&ファミリー少額短期保険株式会社

東京都文京区本郷三丁目34番3号

電話: 03-5844-1120 URL: http://www.petfamilyins.co.jp/



■保険法について

- ●保険契約に関する法制は、約100年前に制定された商法により規定されていますが、社会経済情勢の変化に対応して、新たに保険契約に関するルールを定めた法律が保険法です。
- ●保険法は、表記を現代語化し、保険契約に関する単独の法律として制定されるとともに、保険契約者 や被保険者などを保護するための規定が整備されています。
- ●保険法は、平成22年4月1日より施行されます。

■主な改定概要

│1. 補償範囲を一部拡大します

- ●従来、補償の対象外としていた下記の費用または治療について、補償の対象といたします。
 - ①休日診療費用
 - ②予防接種ができない新種ウイルスに対する治療
 - ③獣医師の医療過誤によって生じた身体障害に対する治療(第三者の獣医師の判断による)
- ●この取扱いは、平成22年3月31日以前始期契約であっても、平成22年4月1日以降に発生した傷病による治療に対する保険金のご請求手続きに対しては適用されます。

| 2. 解約返れい金の取扱いが変わります

- ●従来、ご契約期間中に保険金を支払うべき治療が開始されていたときは、保険契約の解約(解除)に 伴う解約返れい金をお返ししていませんでしたが、保険金を支払うべき治療が開始されていても、 未経過期間に対応する解約返れい金をお返しすることへ変更されます。
- ●ペットの死亡に伴う失効の場合においても、同様の取扱いといなります。
- ●この取扱いは、平成22年3月31日以前始期契約であっても、平成22年4月1日以降に解約(解除)または失効の事由が生じた場合には適用されます。

│3. 保険金をお支払いする期限を明確化します

- ●保険金のご請求手続きが完了してから原則として20日以内に保険金をお支払いします。
- ●保険金をお支払いするにあたり、下表の特別な照会または調査が不可欠な場合には、ご請求の手続きが完了してから下表に定める日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知します。
- ●この保険金支払期限を超えて保険金をお支払いする場合は、当社は所定の利息を付けて、保険金を支払いますが、被保険者がこれらの調査を妨げた場合や応じなかった場合は除きます。
- ●この取扱いは、平成22年3月31日以前始期契約であっても、平成22年4月1日以降に発生した傷病による治療に対する保険金のご請求手続きに対しては適用されます。

特別な照会・調査	保険金
	支払期限
身体障害発生の状況、原因となった事故等を確認するために、警察、消防その他	100 □
の公の機関による調査等の結果を得る必要がある場合	180 日
身体傷害・障害の内容、原因となった事故との関係等を確認するために、動物病	00 🗆
院等の専門機関による診断等の結果を得る必要がある場合	90 日
災害救助法が適用された被災地域において、身体障害発生の状況等の確認のため	со П
に必要な調査を行う場合	60 日
災害対策基本法により設置された専門調査会が設置された首都直下、東海、東南	
海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害	60 日
が発生した場合	

4. 重大事由による保険契約解除の取扱い規定を新設します

- ●ご契約者等と当社との間で以下のような重大な事由が発生した場合に、当社がご契約を解除させていただく取扱い規定を新設しました。
 - ①ご契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的で損害を発生させた場合
 - ②被保険者などが保険金詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ③上記のほか、ご契約者または被保険者が上記と同程度に当社との信頼関係を損ない、ご契約の存 続を困難とする重大な事由が生じた場合
- ●なお、この取扱いの新設に伴い、従来約款に規定されていた「ご契約を解除する相当な理由がある場合」の解除の取扱いは廃止します。
- ●この取扱いは、平成22年3月31日以前始期契約であっても、平成22年4月1日以降に重大事由が生じた場合には適用されます。

以上